

# 城東台学区連合町内会規約

## (総 則)

- 第1条 本会は、城東台学区連合町内会と称する。
- 第2条 本会は、城東台学区の各町内会をもって組織する。
- 第3条 本会の事務所は西集会所に置く。

## (目 的)

- 第4条 本会は、各町内会相互の親睦を図り、相提携して学区民の福祉増進を期し、地区の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

- 第5条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
- 1 町内会相互間の親睦、連絡、融和、協調に関する事項
  - 2 公害、環境保全に関する事項
  - 3 青少年の健全育成に関する事項
  - 4 防犯、防災害に関する事項
  - 5 交通安全に関する事項
  - 6 保健、衛生及び体育に関する事項
  - 7 集会所の維持管理に関する事項
- 8 その他、必要と認めた事項

## (役 員)

- 第6条 本会役員会は、西・東・南町内会の会長・副会長・幹事長で構成する。また、西・東・南町内会の監事はオブザーバーとなる。
- 第7条 本会に次の役員を置く。  
会長1名、副会長3名以内、監事2名、庶務3名以内、会計1名
- 第8条 会長、副会長は西・東・南町内会の会長、副会長の中から互選し、庶務、会計及び監事はその他の役員の中から互選する。
- 第9条 役員の仕事は次のとおりとする。  
会長は、本会を代表し、会務を統括する。  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
庶務は、本会の記録、その他一般事務を司る。  
会計は、本会の経理を司る。  
監事は、本会の会計・事務の監査にあたる。
- 第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。但し、会計は継続再任はないものとする。  
役員中欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残り期間とする。

## (会 議)

第11条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は、役員から開催の申し出があったときに開催する。

第12条 総会は、毎年1回開催し次の事項を審議決定する。

なお、総会の構成は西・東・南町内会の区長を除く役員とする。

- 1 本会の事業に関する事項
- 2 本会の予算及び決算に関する事項
- 3 役員選出に関する事項
- 4 規約の改正、変更に関する事項
- 5 その他、必要な事項

第13条 臨時総会は、会長が必要に応じて開催する。

(会計)

第14条 本会の経費は会費、助成交付金、寄付金その他によりまかなう。

(事業年度及び会計年度)

第15条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(その他)

第16条 会長が必要と認めたときは、総会の承認を経て、学区内の有識者及び本会の会長職にあった者が任期満了により退任したときは顧問、相談役に委嘱することができる。

第17条 本規約の細則は、総会に諮って会長がこれを定める。

(付則)

- 1 本規約は平成12年4月16日より施行する。
- 2 本規約は平成15年4月に会計年度を改正した。
- 3 本規約は平成25年4月に役員の担当人員を変更した。また、役員の内、会計の継続再任はしないことにした。
- 4 本規約は平成28年4月に事業年度を明確にするため、会計年度に一致させた。(第15条)
- 5 本規約は平成31年4月に、第8条に相応するよう第7条の役員数を改正した。